

平成28年3月25日

関係者各位

京都司法書士会
会長 森中勇雄

「当会元会員が業務上横領により有罪判決を受けたことについて」会長声明

平成28年3月25日、京都地方裁判所は、当会元会員竹村正樹に対し、業務上横領の罪により懲役1年8月とする有罪判決を言い渡しました。

元会員は、平成28年3月24日付で京都地方法務局長より業務禁止処分を受け、司法書士の資格を喪失しています。

司法書士は、国民の権利の擁護と公正な社会の実現をその使命とし、誠実に業務を遂行する職責を担っておりますが、当該元会員の行為は司法書士への信頼を著しく失墜させるものです。このような事態が生じたことは大変遺憾であり、関係者及び市民の皆様に御迷惑をおかけしたことについて、司法書士会として、改めておわび申し上げます。

当会では、既に倫理研修を義務化するなど、会員に対する指導を強くすすめているところでありますが、会員への指導及び研修を一層強化し、再発防止に取り組み、司法書士に対する市民の皆様の信頼を回復できるよう、引き続き努力する所存です。